

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正)

国民の安心強化と 持続可能で 質の高い 「中福祉」の実現

- 「社会保障国民会議最終報告」などで指摘される社会保障の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図り、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現
 - ・ 基礎年金の最低保障機能の強化
 - ・ 医療・介護の体制の充実
 - ・ 子育て支援の給付・サービスの強化
- 確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で段階的に具体化

安心と責任の バランスのとれた 財源確保

- 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保
- 2010年代半ばにおいて、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、(機能強化と効率化を図る)改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に確保

税制抜本改革の 道筋

《21年度税制改正関連法案附則》

- 2008年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。
- 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。
- 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応を明示。消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元